

令和元年10月1日から

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分・1号)を利用する
満3歳から5歳までの子どもの保育料※が**無償**となります。



※引き続き、保護者が負担する費用もあります。

【対象者・利用料】

○ 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用する満3歳から5歳までの全ての子ども

- 新制度に移行していない幼稚園に通う場合は、月額上限25,700円まで無償です。

上限額を超える部分は、保護者負担です。

- 無償化の期間は、満3歳になった日から、小学校入学前の3月分までです。

- **給食費、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担です。**

ただし市民税所得割額77,100円以下の世帯のすべての子どもと、その他の世帯の第3子以降※の子どもは、副食(おかず・おやつ等)の費用が、減免されます。

※第3子のカウントは、小学3年生以下の範囲です。現行制度と同様、小学4年生以上の兄・姉はカウントしません。

預かり保育を利用する子ども

○ 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の、教育時間外の「預かり保育」を利用する、**「保育の必要性の認定」を受けた子ども**は、預かり保育の利用料が、一部補助される場合があります。

- **3歳から5歳**(その年の4月1日現在の年齢)は、課税額に関わらず補助の対象です。

- **満3歳児**(その年の4月1日時点では2歳で、年度中に3歳になった子ども)は、**市民税が所得割・均等割ともに非課税の世帯のみ**補助の対象です。

その他の世帯は、全額保護者負担です。

- **上限額は日額450円**(月額11,300円までの範囲)で**上限を超える部分は保護者負担です。**

※例えば1ヶ月に15日利用の場合、450円×15日=6,750円がその月の上限額になります。

★就学前の障害児の発達支援を利用する場合は、3歳から5歳までの利用料が無償となります。
(幼稚園等も利用の場合は、どちらも無償)

★松山市内の幼稚園・認定こども園を利用している方について、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業を合わせてご利用した場合、国の規定により、これらの事業等は補助の対象にはなりません。

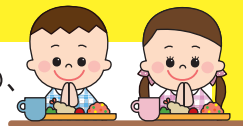
問い合わせ先

松山市保健福祉部 保育・幼稚園課

TEL:089-948-6951 MAIL:hoiku-musyouka@city.matsuyama.ehime.jp

新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の満3歳～5歳児の保護者の皆様へ

保育料の無償化に伴う給食費について



- 令和元年10月1日から、満3歳～5歳のお子様の保育料が無償となるため、**保育料**はお支払いいただく必要がなくなります。

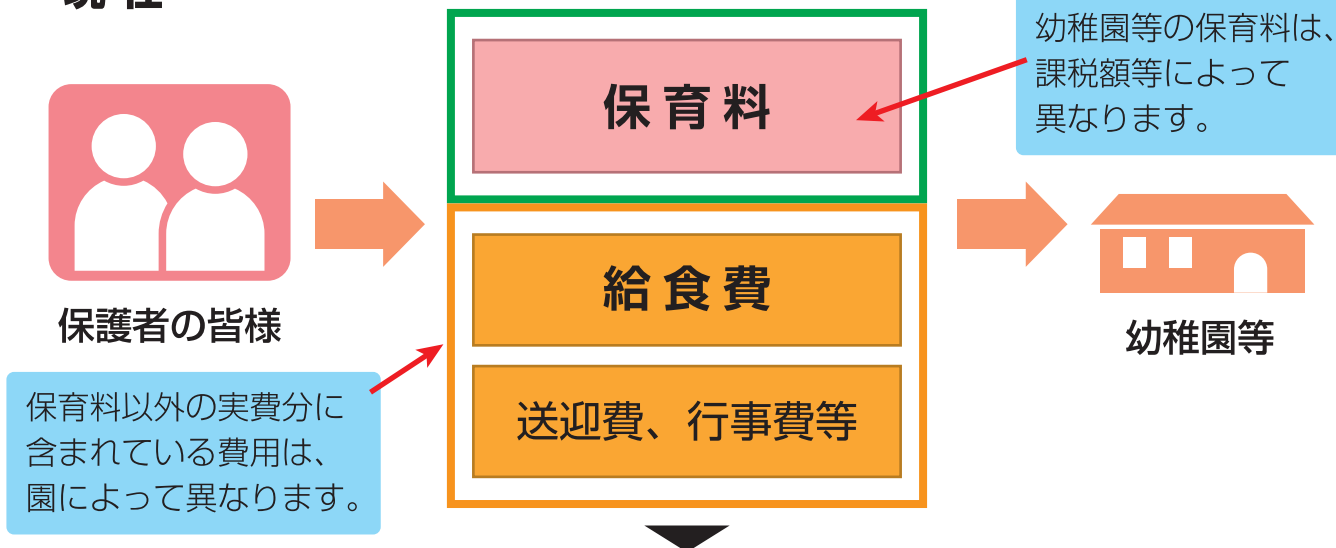


しかし、

- **給食の材料にかかる費用（給食費）**については、国の取り決めにより、**各自が負担**することが原則です。

給食費は引き続き**保護者負担**です。（ご利用の幼稚園等へ直接支払います。）

～ 現在 ～



～ 無償化後（令和元年10月1日以降）～



問い合わせ先：松山市 保健福祉部 保育・幼稚園課

TEL：089-948-6882/089-948-6951 MAIL：hoiku-musyouka@city.matsuyama.ehime.jp